

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリュエネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

特集：普天間事故と米軍再編

8月13日午後2時過ぎ、米海兵隊のヘリコプターが沖縄普天間基地(宜野湾市)のすぐ側にある沖縄国際大学構内に墜落炎上した。「これまで大事故が起こっていないことが奇跡である」と、伊波洋一宜野湾市長が日本政府や米政府に早期返還を直訴した直後の事故であった。

本誌でも、沖縄基地問題を現在進行している米軍の世界態勢見直し(GPR=Global Posture Review)の流れの中で解決すべきであるという観点から、繰り返し問題提起してきた注。本号では、改めて米軍再編に関して日本が持つべき基本的視点を整理する。

また、今回の事故では日本政府の主権意識が欠如した対米姿勢が改めて浮かび上がった。事故現場をまず日本の管轄下に置くのが当然であるに

もかわらず、そうならなかった。これは地位協定以前の問題である。韓国や中国などに対して靖国問題で主権を誇示する小泉首相が、米国に対してまったくそうでないのは、首相が身につけているのは、主権意識ではなく差別意識であると言えないであろうか。本号では、事故現場の処理に関して法的側面からも検証する。(梅林宏道)

注：『核兵器・核実験モニター』に次の記事がある。
米軍基地の閉鎖・再編 181号(03.2.15)
日本は聖域であり続けるか 189号(03.6.15)
横浜4米軍基地：恥ずべきペテン 192-3号(03.8.15)
「惑星アメリカ」の月になるな 200号(03.12.15)
「嫌がられる所に配備しない」 211号(04.6.1)
在韓米軍のイラク派遣と削減・再編 212号(04.6.15)
日本をアジアの英国へ 214号(04.7.15)
海外基地見直し・米上院の論争 214号(04.7.15)

米軍の世界的再編

日米安保条約改訂なしには 不可能な転換 - - 国民的議論を起こせ

「蓮の葉」戦略

ピースデポが7月に上海で会議を開いたときに、北京の人民軍国防大学から来た上級大佐から、「蓮の葉」戦略(リリー・パッド・ストラテジー)という言葉を知った。彼によると、ハワイで開かれた安保会議で、現在行われている米軍の世界的再配備を表現するニックネームとして、米国戦争プランナーが使ったそうである。その後、『アジア・タイムズ』クリスチャン・サイエンス・モニターなどで、しばしばこの名前に接するようになった。

この言葉はGPRの鳥瞰図を巧く説明している。かえるが湖面に浮かんだ蓮の葉を飛びな

今号の内容

特集 普天間事故と米軍再編

沖縄基地削減への国民的議論を
米軍の地位協定違反を検証する

カットオフ条約 米の真意は?

[報告] 上海ワークショップ

バヌヌ氏から8.6アピール

ロシア未臨界実験

が好きなところに移動するように、地球上に浮かべた蓮の葉のような簡単な基地(アクセス・ポイントやサイト)のネットワークを米軍は作ろうとしている。『クリスチャン・サイエンス・モニター』(04年8月10日)は、アフガニスタンでの「不朽の自由作戦」のためにキルギスのマナス滑走路の近くに作られた米空軍のテント村基地(今は輸送用コンテナで強化されつつある)をその典型として掲げた。『アジア・タイムズ』(04年8月24日)は、中央アジアに加えて、東方に拡大したNATO(北大西洋条約機構)の新しい東欧加盟国における「蓮の葉」基地に言及した。

ファイス証言

8月16日にブッシュ大統領は、オハイオ州シンシナティでの退役軍人大会で演説した。選挙目当ての演説であり、GPRそのものを説明するものではないが、その中で使われている「より機敏でより柔軟な軍隊」という言葉が、「蓮の葉」戦略を言い表している。(資料1参照)

この概念を裏づける、より典型的な公式発言を、ダグラス・J・ファイス国防次官の議会証言(04年6月23日)から引用しておこう。

「我々は(米軍)態勢を、将来の軍事作戦をより効果的なものに変えたい - - それは部隊の柔軟性を強化し、強力な(軍事的)能力を世界中の必要とされる場所にどこにでも迅速に展開できるような態勢である。」

「冷戦後ほぼ15年経ったいま、我が軍がある決まった場所で戦うことを、我々はもはや期待していない。我が軍は、基地を置いている場所から遠いかも知れない戦域に兵力を投射することができなければならない。」

「我々は海外における部隊の数を維持することに力点を置いていない。そうではなくて、我々は、我々の(軍事的)能力と友邦の(軍事的)能力の強化に力点を置いている。」

「米軍がどこか決まった場所で戦うことを問題にしているのではなくて、戦うためにそこから移動する能力を問題にしているのである。」

「我々は基地に拠点を据えることだけを問題にしているのではなくて、部隊が必要とされる時と場所において作戦できる能力を問題にしているのである。」

このように述べながら、ファイスはGPRに当たった国防省の5原則を述べた。これは、ラムズフェルド国防長官が3月25日に記者会見で述べた4原則(本誌211号)とほぼ重なっているが、その後の米国内外の反応を見て、微妙に修正され整理されている。(紙面の都合で5原則の全訳は次号に掲載)

1. 同盟国の役割の強化(この中にラムズフェルドが述べた「嫌がられる所には配備しない」という内容が含まれている。)
2. 不確定性と戦うための柔軟性
3. 地域内部及び地域を超える能力重視
4. 迅速展開能力の発展

5 数ではなく能力に焦点

いずれも、「蓮の葉」戦略を反映する要素であるが、日米安保条約との関係においては、第4原則が極めて重要なので以下に訳出する。

(迅速展開能力の発展)

「第4に、我々の前進配備軍が実際に基地を置いている場所で戦うことはありそうにないことなので、我々はそれらの軍隊を(そこから)迅速に展開する能力を持たせなければならない。この概念が成り立つためには、米軍は、受け入れ国の中へ、受け入れ国を通過して、そして受け入れ国から、スムーズに移動できる必要がある。このためには、我が同盟国や友邦との間に柔軟な法的制度や支援制度を確立することが極めて重要となる。」

日米安保条約の前提を揺るがす

よく知られているように、在日米軍は日米安保条約という国際法の下で存在が許されている。どわけ条約の第6条(極東条項)で在日米軍の戦闘行動範囲は制約されている。GPRで示された上のような米国の原則を在日米軍に適用することは、日米安保条約を改定しない限り不可能であろう。

すでに永きにわたって、日本政府は米軍が第6条を無視して行動することを黙認してきた。しかし、闇で条約を運用することには限界があり、米軍はこの不透明な日米関係にどこかで区切りをつけなければならないと考えているだろう。どわけ、外交政策におけるブッシュ政権の手法には、「原理主義」が貫かれている。GPRに関する対日交渉の中で、単に数の増減や配置転換ではない、この極めて政治的な側面が重要視されていると考えなければならない。

GPRの政治的外交面を受け持っているのは、国防省とタイアップした国務省である。拡大NATOにおける「蓮の葉」基地の確立に関する交渉は、まずパウエル国務長官がロシア政府を説得するところから始まった。この間の経過の中で、一見GPRとのつながりなく登場しているパウエル国務次官やアーミテイジ国務副長官の「日米同盟の発展に憲法9条が障害となっている」という発言に私たちは注意を払う必要があるだろう。国連加盟問題と関係づけることで、世論が受け入れやすい装いを凝らしているが、その背後にはGPRで前進を勝ち取るという現実的な意図が隠されている可能性がある。

米軍は、GPRに関する交渉内容に関して慎重に情報をコントロールしてきた。前述した8月16日のブッシュ演説と関連してホワイト・ハウスはファクト・シートを提出した。その中に地域ごとにどのような配備変更が計画されているかがまとめられている(資料2)。肉を削がれた表現であるが、背後で進行していることを推定するための手がかりになる。

ここでは、アジアの項目における政治的な側面に注目したい。総括部分に書かれている「司令部の合理化と統合」及び東北アジアに関して書かれている「軍事駐留と

資料1 ブッシュ大統領の演説(抜粋)

2004年8月16日 退役軍人大会(オハイオ州シンシナティ)

(前略)

3年以上前に、我々は、世界的な米軍態勢、世界中の米国軍隊の数、種類、位置および能力の包括的な再検討を開始した。我々は、同盟国および議会と緊密に相談してきた。我々は、今日の脅威、及び新たに浮上する脅威によってもたらされる挑戦を検討した。したがって、今日、私は米国軍隊を展開するための新計画を発表する。

次の十年間にわたり、我々はより機敏でより柔軟な軍隊を配備するであろう。これは、我々の軍隊のより多くがここ米本土に配置され、ここから展開されることを意味する。我々は、予期しない脅威に対応するため迅速に大量移動できるように、若干の部隊と能力を新たな場所に配置転換する。我々は、増大した戦闘能力を急速に展開するために、21世紀の軍事技術を活用する。

新たな計画は、我々が21世紀の戦争を

戦いかつ勝利するのを助けるであろう。この計画が世界中の我々の同盟関係を強化一方で、我々はよりよく平和を維持するための新たなパートナーシップを構築するであろう。それは我々の部隊および軍人家族へのストレスを減少させる。我々は今後も相当な海外配備を続けるであろうが、私が今日発表する計画の下では、次の10年にわたり約60,000~70,000人の制服軍人、約100,000人の家族および民間従業員が本国に帰されることになるであろう。

考えて見て欲しい。我が軍人たちは軍に勤めているあいだずっと、より多くの時間を家庭で過ごし、より予測可能な状態におかれ、より配備転換が少なくなるのである。軍人配偶者たちは仕事を変える必要が少なくなり、より大きな安定をえ、より多くの時間を子どもや家族と過ごすことができるのである。我々が21世紀の脅威に対応するよう軍隊を再配置することによって、納税者は

より節約できるだろう。今日の脅威に対抗し平和を防護するためには、もはや必要とされない海外基地及び施設を統合し閉鎖することによって、節約ができるのである。

世界は大きく変化した。我々の軍人家族のために、我々の納税者のために、我々の態勢もそれとともに変化しなくてはならない。そうすることによってまた、我々はより効果的に兵力を投射し、自由と平和を拡大することが可能となるのだ。(拍手)

今日、我が軍隊は、もっとも先進的な科学技術を手に入れている。以前にはなかったような殺傷力の高い精密な武器を持っている。我が軍隊はより機動的であり、より秀れた通信能力を持っている。しかし、我々が行う戦争の成功は、あなたたちの成功を可能にしたのと同じもの、すなわち人間の勇気、国家への愛情、義務への献身、によって可能となる。(後略)

(訳:石田恭子、ピースデポ)

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2004/08/print/20040816-12.html>

資料2

米軍配備変更のアウトライン ファクト・シート(抜粋)

2004年8月16日 ホワイトハウス

ヨーロッパ

我々の努力はNATO(北大西洋条約機構)自身の軍転換(トランスフォーメーション)を支えるであろう。我々は、今日の安全保障にもはや必要がなくなった冷戦インフラストラクチャーを廃止し、それらをより柔軟性がある、展開可能部隊や司令部と置き換えることを目指している。我々の将来の態勢は、ヨーロッパ及びそれより先の方の紛争地に早期に到着するために、迅速に展開できるような前進部隊を含むものとなる。

ヨーロッパでの地上戦のために準備された重装備部隊は米本国に帰される。それに代わって、最新の訓練施設と高度な輸送インフラストラクチャーで支えられた展開能力の高い最新能力部隊と航空部隊が配備される。

陸・空・海司令部は合理化され統合される。

前進配備及びローテーション配備の特殊部隊は重要性を増す。これらの部隊は、移動し易いようにヨーロッパ内部と外部の両方に配置される。

中東地域

「不朽の自由作戦」及び「イラクの自由作戦」での連合軍パートナーが提供する協力とアクセスによって、将来、別の形の協力に発展する基礎が得られる。

ローテーション部隊と緊急部隊の場所(サイト)を維持し、場合によってはそれらを高度化する。これらは前進司令部と最新訓練施設によって支えられる。

アフガニスタン政府やイラク政府が、彼らの復興努力や長期的な地域安全保障において我々が積極的役割を継続して果たすことを許すことを望んでいるが、これらの国への長期的な米軍駐留に関する決定は、これらの国の人民と政府の主権に属する選択である。

アジア

長距離攻撃力の強化、司令部の合理化と統合、及びアクセス・ネットワーク体制によって、アジアにおける敵の挑戦を抑止し、断念させ、打ち負かす能力を改善する。

太平洋に追加的な緊急展開海洋能力を配備することによって、地域的及び全世界的な迅速で効果的な軍事行動が可能になる。

最新の攻撃部隊(装備・人員)を西太平洋に配備する。

東北アジアにおいては、地域における能力向上を図りながら我々の軍事駐留と指揮構造を再編成するために我々の最強の同盟国(複数)と共同の作業が続いている。

中央アジアと東南アジアにおいては、通常部隊及び特殊部隊が訓練でき、緊急アクセスができる場所(サイト)のネットワークを確立する努力を行っている。

アフリカ及びラテンアメリカ

ラテンアメリカとアフリカでは、我々のパートナーが直面する挑戦に対処できるように援助し、協動的な安全保障関係を拡大する。

地域訓練を強化し、パートナーが対テロ能力や対麻薬能力を高めることを援助し、遠隔地への緊急アクセスを維持する。これらの地域に主要作戦基地を設置する計画はない。(訳:ピースデポ)

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2004/08/print/20040816-5.html>

指揮構造を再編成するために我々の最強の同盟国と共同の作業を続けている」という件は、韓国も含めて東北アジアに司令部、指揮系統の変更を含めた再編が検討されていることを示している。具体的には、第5空軍や陸軍第1軍団などに関して報道されている動きであろう。私はその背後にある「日米同盟の質的転換」への狙いを指摘しておきたい。米国は、日本との「戦略の共有」を、「制度として」確保する政治的追求をしながら、「実態として」日米軍の幹部の関係をさらに深めることを、GPRの中で強力に追求していると考えられる。

沖縄基地削減の好機とせよ

日米同盟に関して言えば、GPRは、冷戦時代における日米安保関係の明確な区切りを付けようとする米国からのイニシヤチブと言える。その動機を中心に、日米安保条約の前提となっていた国際的な安保環境が一変したという認識がある。その限りにおいて、日本政府も同意できるはずである。

しかし、この区切りを利用して、米国と一緒にあって「テロとの戦争」を世界中で戦う国へと舵を切れと米国は日本に迫っている。しかし逆に、日本は、半世紀以上曲がりなりにも築いてきた平和国家の基礎の上に、新しい日米関係を築くためにこの機会を活用することもできる。

いま必要なのは、この選択を巡って公開の議論を起こし、国民的選択をすることであろう。

沖縄基地問題を解決する道は、この議論を通して見出すことができるはずである。残念ながら日本政府の取り組みは極めて立ち後れている。のみならずすべてを密室交渉によって進め、国内議論を封じている。

日米間で米軍再編問題がしばしば協議されていたにもかかわらず、日本政府は「抑止力の維持と沖縄の負担軽減」という立場の説明以上には国民への説明責任を果たしてこなかった。この二つは相反する要求でありど

のような具体的要求として米国に出され、どのような論理で説得をしているかについて説明がない限り、単なる呪文のようなものである。おそらくそれ以上のビジョンを持ち合わせていないのであろう。さらに、具体的な米国からの提案に関して、政府は「米国から具体的な提案はない」と諸報道を否定し続けた。

日米政府間では、7月15日～17日、サンフランシスコで審議官級の協議が開催された。その後、8月27日にワシントンで局長級の協議が行われた。そこには日本から、海老原紳外務省北米局長、飯原一樹防衛庁防衛局長、米国からロドマン国防次官補、ローレス国防副次官、リビア国務次官補代理などが出席した。この時点でやっと日本政府の本腰を入れた「取り組み」が始まったと言えるであろう。しかし、この「取り組み」は、いつもの通りビジョンのない「案件処理」に終わってしまう公算が大きい。

しびれを切らして8月6日、在日米軍基地を抱える全国14都道府県で構成する渉外知事会（会長・松沢成文神奈川県知事）は、情報開示と自治体からの意見聴取を要求する要請を政府に行った。さらに8月23日、神奈川県基地関係県市連絡会（神奈川県と県内9市）は、情報提供をしない政府への不信感を伝え、一層切実な要請を行っている。沖縄では、昨年、米軍再編を沖縄基地削減の機会とするため、自治体、県民を含めてさまざまな努力が続けられてきた。ピースデポは沖縄のこの動きに情報面で協力を続けている。

沖縄に現在のような米軍を配備することに軍事的合理性はほとんどないというのが、諸調査に基づく私の結論である。日本政府のビジョンの欠如から、政治的、経済的利害を引きずり続けているのが、現在の姿であると思う。21世紀の日本の平和と安全保障に関するまっとうな国民的ビジョンを描くことができれば、それを堂々と正面に据えて米国と交渉をすることができる。日米関係がそれで悪くなるとは私には思えない。（梅林宏道）

注：http://www.defenselink.mil/policy/speech/june_23_04.html

ロシア 未臨界 核実験 に抗議の声

2004年8月9日、ロシアのアレクサンドル・ルミャンツェフ原子力相は、同国が今年、ロシア北部のノバヤゼムリヤ島の核実験場において、複数回の未臨界核実験を行っていたことを明らかにした。イタルタス通信によれば、ルミャンツェフ原子力相は、「この種の実験は、核弾頭の安全性、適合性、安全性を確保する目的で毎年行なわれている」と語った。またセルゲイ・イワノフ国防相は、「今後も実施する」と述べた（8月10日『毎日新聞』）。実験の内容について、8月12日の読売新聞は「流体力学実験」と伝えた。また、以前にロシア原子力省第一副大臣レフ・リアベフが「ノバヤゼムリヤで行われているのは流体核実験あるいは未臨界実験である」と述べたことがある（02年5月28日『グローバル・セキュリティ・ニュースワイア』）。

ノバヤゼムリヤ島の核実験場においては、1955年から1990年までの間に、計130回の核実験が実施された。1991年、ゴルバチョフ大統領（当時）が核実験のモラトリアムを宣言し、その後数回の延長を経て、1995年にロシアの核実験モラトリアムは無期限延長された。以後、ロシアは未臨界核実験を繰り返して実施してきた。ロシアは、1996年に包括的核実験禁止条約（CTBT）に署名、2000年に批准をしているが、同国政府は、他の核兵器国と同様、これらの実験がCTBTに抵触しないという立場で一貫している。

8月9日の報道を受け、日本国内では反発の声が広がった。8月11日、広島、長崎両市長は、ロシアのプーチン大統領やロシュコフ駐日大使に対し、未臨界核実験の即時中止や核兵器廃絶への努力を求める抗議文をそれぞれ送付した。また、同日、平和市長会議、日本非核宣言自治体協議会も同様の抗議文を送付した。（中村桂子）

米軍の現場封鎖は 地位協定に反する越権行為

日本政府には「主権感覚」欠如

8月13日の海兵隊ヘリコプターの墜落事故に際して米軍は、日米地位協定及び関連国内法に照らして重大な問題がある次のような対応をとった。

- 1) 事故発生後ただちに米軍が現場を封鎖、沖縄県警の捜査員が立ち入れない状況になった。沖縄県警は現場の実況検分を申し入れたが、米軍は「安全上の理由」で断った。
- 2) 県警が13日夜に「航空危険行為処罰法違反」の疑いで現場検証礼状をとり、14日、現場検証を合同で行なうよう協力を求めたのに対し、米軍は態度を保留。事故機の機体の回収を開始し現場検証が事実上不可能となった17日に、拒否の回答をした。
- 3) 14日、宜野湾市消防本部は火災調査の実施を求める文書を提出したが、これに対しても米軍は17日、「調査要請には合意できない」と回答した。
- 4) 県警は「日米地位協定の実施に伴う刑事特別法」第13条に基づく「検証囑託」を求めたが、米軍は24日、これも拒否した。
- 5) 16日、米軍は機体の撤去に向けて、所有者である沖縄国際大学の同意なしに木々を伐採した。

現場封鎖は地位協定違反の 越権行為

関係条文を6ページの[資料1]に示す。

事故は米軍の公務執行中に引き起こされたものなので日米地位協定第17条3項に基き第一次裁判権は米軍に属する。また、ヘリの残骸は「米軍の財産」である。したがって、日本の当局が米国の同意なしにそれを差し押さえることはできない(同第17条10項「合意議事録」)。しかし、これらの事情は、次の理由から今回のような米軍の行動を正当化しえない。第1に基地の外での米軍の警察権の行使は、地位協定第17条10項(b)において「軍構成員の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内」に限定されており、米軍が現場を封鎖し、県警の到着後もそれを継続したことは地位協定に違反する越権行為である。第2に大学の建物や立木、民家や車両など被害を受けた44か所が日本の財産であることを考慮すれば、合同現場検証はおろか検証囑託すら拒否したことは、「刑事特別法第13条」の一方的かつ差別的な運用と言わなければならない。8月18日付「毎日新聞」は、県警幹部の次のような言葉を引用している。「ここは日本なのかという思いだ。この問題は、墜落事故が多発する沖縄では長年の隠れた懸案だった。今回は被害が大きく、初めて焦点が当たったが、全国どこでも米軍機の墜落事故は起きる可

能性がある。政治が解決するべきだ」。

8月27日に在日米大使館で行なわれた「CH-53ヘリコプター事故に関する経緯説明」において、海兵隊第3遠征軍の高官(氏名は議事録から削除)は、次のように述べ現場封鎖が県警との合意に基づく措置であったことを強調した。「ヘリ乗員を救出した後、沖縄県警と海兵隊は、協力して市民が墜落場所に残っている可燃性物質に曝されるのを防ぐために現場を立ち入り禁止にした」。「その後6日間にわたって沖縄県警と海兵隊は日米政府の長きにわたる合意に基き、残骸が除去され入念な捜査が行なわれるまでの間、合同で現場を封鎖した。この時県警が市民の安全のために取った措置の極めて重要な役割を強調したい」さらに日本人記者から日本の警察と消防による現場の捜査・調査の希望を退けた理由を問われた高官は、「日米政府間の地位協定に基くものだ。同協定によれば事故の後の残骸を取り扱う一義的な権限は米国政府にある」と答えている。たしかにヘリの残骸は米軍の財産であり管理権は米国にある。しかしそのことが、一方的に現場を封鎖し、合同捜査を拒否する理由にはならないことは先に述べたとおりである。米軍は、「日米地位協定」に従って、合同検証にも差し押さえにも同意することができた。「同意しなかったことが問題なのだ」。

ファントム墜落事故(77年・神奈川) が残した「事故対処」のルール

神奈川県横浜市に住む筆者が、今回の事故の一報に触れてすぐに思い出したのは27年前の悲惨な事件のことだった。

1977年9月27日午後1時19分頃、厚木海軍飛行場から洋上の空母ミッドウェーに向って飛行中のRF-4Bファントム(海兵隊所属の偵察機)が、エンジン火災のために横浜市緑区荏田町に墜落、炎上し、幼児2名とその母親の3名が死亡、6名が重傷を負う惨事となった。この事故に対する緊急対応措置及び事後処理は、日米地位協定と当時の救難対応体制の問題点を浮き彫りにしたが、紙幅の関係でそれは省き、ここでは、この事故をきっかけとして合意された航空機事故への対処に関する重要な原則を思い起こすにとどめる。

1978年1月24日の日米合同委員会事故分科委員会の「基地ごとに事故が生じた場合における緊密な連絡及び調整に務めること」との勧告に従い、神奈川では防衛施設庁のイニシャティブで自治体、米軍および自衛隊の間で協議が進められ、1979年7月9日、自治体、消防、警察及び防衛の関係機関により「航空機事故連絡体制

整備会議消防等関係暫定申合わせ」が合意された。その後、10年近い協議を経て、1988年1月29日、「航空機事故等に係る緊急措置要綱」が施行された。

「要綱」第5条に添付された別表「米軍航空機事故等応急及び救援活動分担表」を7ページの[資料2]に示す。「分担表」は79年の「暫定申合せ」にも「別紙」として添付されていた。「79年版」に対し「88年版」の分担表では資料2の「編集部注」で示したようにいくつかの変更点がある。最大の変更は、米軍の位置づけに関するものだ。「79年版」では分担機関に「米軍」が明記され、救急活動、現場保存など7つの活動について「協力機関」と位置づけられ、「主務機関(日本の警察・消防等)」が現場到着後は、その指示又は要請に従うとされていた。資料2には参考のためにこの「79年版」の記載事項を書き加えてある。これに対して「88年版」では米軍に関する事項が表からそっくり削除され、その代わりに「米軍の対応については、『米軍航空機に係る連絡調整体制及び緊急救助体制に関する在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意事項』に基づいて行なわれる」との脚注が付されている。

この「合意事項」の本文は公開されていない。外務省のホームページ「日米地位協定各条に関する日米合同委員会合意」を探しても該当する項目はない。私たちが神奈川県を通じて公開を求めたところ、横浜防衛施設局から提供されたのは、「緊急救助体制に関する合意事項(昭和55年(1980年)6月3日(要旨))」という短い文書であった。全文を[資料3]に示すが、書かれているのは救助体制に関することのみであり「79年版」分担表の記載

事項とってかわるものからはほど遠い。「79年版」には比較的透明性の高い形で記載されていた「協力機関」としての米軍の役割が「日米合意」の秘密のペールの中に吸い込まれていったといわざるを得ない。

日本政府の「主権感覚」が問われる

このようなグレーゾーンを残しつつも「88年版」分担表の重要な点は、「現場対策」すなわち「交通整理・立ち入り制限」及び「現場保存」の主務機関を「警察」としていることである。この神奈川における合意を踏まえるならば、今回の宜野湾における米軍は、沖縄県警の到着後すみやかに現場の管轄権を県警に譲り渡すべきであった。日本政府とリわけ防衛施設庁は、16年前に自らが作ったルールに反する米軍の一方的な現場管轄権の行使に異議を唱えなければならないはずである。川口外相は、「事故の再発防止」を繰り返す一方、地位協定の「運用改善を米国と協議する」としている。しかし、現に行なわれている不適切な「運用」には口をつぐんだままである。運用改善の協議に入る前に日本政府が回復しなければならぬのは、当たり前の「主権感覚」である。

(田巻一彦)

注1: <http://japan.usembassy.gov/e/p/tp-20040827-61.html>

注2: 「神奈川の米軍基地(平成13年3月)」(神奈川県・渉外部基地対策課)

注3: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/index_02.html

〔資料1〕関係条文

- (1) 日米地位協定第17条(刑事裁判権) 第3項(a)及び(b)
(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
(i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
10項(b)
前記の施設及び区域編集部注1の外部においては、前記の軍事警察編集部注2は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。
編集部注1: 同協定第2条に基づいて米軍が

- 使用する施設及び区域、つまり提供施設=基地のこと。
編集部注2: 米軍の軍事警察
- (2) 日米地位協定第23条(安全確保のための措置)
日本国および合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員および軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。(以下略)
- (3) 日米地位協定第3条(施設・区域に関する合衆国の権利)
3合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。
- (4) 日米地位協定についての合意議事録: 第17条10(a)および10(b)に関し、(関連部分の抜粋)
2日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設もしくは区域内にあるすべての者もしくは財産について、または所在地の

いかなを問わず合衆国軍隊の財産について、捜索、差し押さえまたは検証を行う権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの捜索、差し押さえまたは検証に同意した場合は、この限りでない。

(5) 日米地位協定の実施に伴う刑事特別法

第13条 合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域内における、又は合衆国軍隊の財産についての捜索(捜索状の執行を含む。)、差押(差押状の執行を含む。)、または検証は、合衆国軍隊の権限のある者の同意を得て行い、または検察官もしくは司法警察員からその合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。

第14条 協定により合衆国軍事裁判所が裁判権を行使する事件であっても、日本国の法令による罪に係る事件については、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、捜査をすることができる。

2 前項の捜査に関しては、裁判所又は裁判官は、令状の発布その他刑事訴訟に関する法令に定める権限を行使することができる。

[資料2]米軍航空機事故等応急及び救援活動分担表(1988年1月29日発効) (上付数字は編集部注に対応)

区分	活動内容	施設局	警察	消防	海保 ²⁾	自衛隊	県	市町村	米軍 ³⁾
負傷者救援	救助・救急活動								
	医療機関への搬送								
	その他(入院後の対応等) ¹⁾								
現場対策	消火活動								
	交通整理・立ち入り制限								
	現場保存								
	連絡所設置								
	通信・輸送								
財産被害者救援	財産保護・警備								
	仮住居の斡旋・提供等								
	生活必需品支給								
	残置財産警備								

注： 印は主務機関とする。
 印は協力機関とする。
 海保の欄は、海上において航空事故が発生した場合を示す。
 航空機事故等発生の場合の米軍の対応については、「米軍航空機事故に係る連絡調整体制及び緊急救助体制に関する在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意事項」に基づいて行なわれるものとする。⁴⁾

編集部注)

- 1) 1979年「暫定申告せ」にはなかった欄。
- 2) 同上。
- 3) 1979年「暫定申告せ」には有り、88年の分担表から削除された欄だが参考のために書き加えた。
- 4) 1979年「暫定申告せ」にはなかった記載。

[資料3]緊急救助体制に関する合意事項(昭和55年6月3日)要旨

- 1 基地外における米軍機事故の場合、被害者の救出、搬送、消防等の活動については、米軍としては状況に応じ可能な範囲で参加する。
- 2 自衛隊機及び民間機の事故の場合、日本側から要請があれば、状況に応じ人道的立場による緊急活動を行う考えである。

(横浜防衛施設局提供)

バヌヌ氏からの手紙

イスラエルの核兵器計画を暴露した罪で囚われの身となり、今年4月21日に18年ぶりに釈放された、元イスラエルの核技術者バヌヌ氏から8月6日ヒロシマにメッセージが届いた。

全ての反核兵器の活動家たちへ

2004年8月6日

2004年8月6日の広島原爆記念日へのメッセージ

世界のあらゆる核兵器の廃絶、禁止を要求し、59年間活動してきたすべての人々にとって、広島原爆記念日はもっとも力強い象徴の1つです。なぜならば、ヒロシマでの核によるホロコーストは、人類が1つの原爆、もしくは水爆によって大虐殺を起こせる力を手に入れたことを表しているからです。

人類に対して核兵器を試したことが人類の大いなる過ちであったこと、そして、その試みが将来の核兵器競争に油をそそぐことになり、冷戦時には核戦争の危機があったこと、さらにはこのイスラエル国家が平和を捨てホロコースト兵器に信を置くことになったのを思い起こさねばなりません。しかし、ヒロシマでの虐殺は、イスラエルによって再び核兵器が使用されることを防ぐために、核兵器の秘密を公表することを私に促した出来事の1つでもありました。私のそうした使命が成功し、今や核兵器を非法化するまで、世界中の核兵器の数を減らすことに成功しつつあることを嬉しく思っています。核兵器という虐殺兵器を廃棄、禁止するために、人々がそれらに反対して力強く立ち上がることを記念して、来年の60周年は広島に行きたいと思っています。

バヌヌ・モルデハイ・ジョン・クロスマン
 未だ広島を訪問する自由を得られず。
 東エルサレムの聖ジョージ聖堂にて

(訳:野間伸次)

東北アジア 非核兵器地帯と ミサイル管理を考える 上海ワークショップ

高原孝生(明治学院大学、ピースデポ理事)

ピースデポは一昨年からトヨタ財団の助成を受け、「市民社会が構想する東北アジア地域安全保障の枠組み」という研究プロジェクトを実施している。その一環として、さる7月16日から18日にかけて、復旦大学国



高原孝生氏

際研究所とピースデポが共催者となり、上海の復旦大学アメリカ研究センターを会場にして、国際ワークショップを開いた。

タイトルは「東北アジアにおける非核兵器地帯とミサイル管理」。プロジェクトの下で海外で開催するワークショップとしては、NPT再検討会議準備委員会に合わせて昨年4月にジュネーブ、また今年4月にニューヨークで開いたものに続き、3回目にあたる。

ワークショップの参加者は、ドイツからレギナ・ハーゲン(拡散に反対する国際科学技術者ネットワーク INESAP)、ユルゲン・シェフラン(INESAP、共同執筆のペーパーをレギナ・ハーゲンが発表)、中国から沈丁立(シェン・ディ

ン、復旦大学国際研究所)、徐緯地(シュ・ウェイディ、人民解放軍国防大学戦略研究所)、劉学成(リュウ・シェチェン、中国国際研究所)、石源華(シ・ユアンファ、復旦大学)、韓国からチョン・ウクシク(韓半島市民平和ネットワーク)、カン・チュンミン(核問題アナリスト)、日本からはピースデポの梅林宏道、中村桂子、および黒崎輝(立教大学)、高原孝生(明治学院大学) の4カ国12名におよんだ。北朝鮮にも招待状が送られたが、参加できないとの丁寧な連絡があった。

参加者は文字通りの円卓を囲んで、それぞれ英文ペーパーを元に報告し、率直かつ暖かい雰囲気の中で、密度の濃い議論を行なった。3日間にわたった討論の概要を、以下、報告する。

最大の関心は北朝鮮

まず、この地域の安全保障をめぐる状況をどのように概観するかが、意見交換の入り口となった。東北アジアでは、かつてのような緊張状態は緩和されているものの、3つの核兵器国が対峙している。冷戦の遺制といえる台湾海峡、南北朝鮮の問題をかかえ、また諸国間には領土問題や、いわゆる歴史問題も今後の解決課題として残っている。その一方で、地域問題を協議するための制度や国際組織が発達しておらず、地域安保対話のための機構は現在アセアン地域フォーラムしかない。

そうした中で、北朝鮮の核兵器開発問題という眼前の危機を平和的に解決することの重要性が、繰り返し指摘された。多大な犠牲が予想される戦火を避けることは至上命題であり、単独主義に陥らず、国際規範を強化する方向で問題解決を進めるという方向感覚が重要となる。

現在の中国が「新しい安全保障概念」を掲げ、他国に脅威を与えないような「平和的台頭」を追求している点は、参加者から概ね肯定的にとらえられた。その中国から発せられた外交イニシアチブとしての「六者協議」が、周辺諸国に受け入れられ、多国間主義の枠組みの中に曲がりなりにもアメリカを引き入れて、継続されている。これは東北アジアにとって新しい事態であり、このプロセスを通じて、米・韓・日3国の反共陣営と社会主義国との対峙という、冷戦期の対決の図式がいつそう弱められ、一時的な協議の場にとどまらずに、新しい多国間枠組みの形成へとつながっていくことも期待できる。

日本の姿勢への批判

他方、この地域の安全保障にとって圧倒的な状況形成力を有するのが、アメリカである。そのアメリカの政策に対して「同盟国」となる韓国や日本はどのような影響力を行使できるのか。残念ながら、現在の日本政府の動きについては、批判的なコメントが相次いだ。

日本は、必ずしも周辺諸国の懸念を解消せぬまま、平和憲法改正へと動いており、海外からはアメリカの顔色ばかりを窺いながら海外への軍事力展開指向を強めているように見える。「ミサイル防衛」への参加を昨年暮れに決定したことも、地域の戦略バランスへの影響を考慮しない単独主義的な行動と



7月17日、復旦大学アメリカ研究センターでのワークショップ風景。

うつる。

六者協議との関連では、北朝鮮に対するアメリカからの宥和的接近にブレーキをかけるような日本の働きかけがある。特に問題なのは、北朝鮮に対する核抑止を日本がアメリカに求めていることである。日本政府は、仮想敵を捜し続ける古い安保思考にとらわれているだけでなく、核兵器を使って報復するという脅しに他ならない「核の傘」を、自らの安全保障の手段とすることに執着しているように見える。NPT再検討会議における国際合意に逆行するこうした実態を、国民は知るべきである。

「非核兵器地帯条約」

二日目の議論では、古い安保思考にとってかわるべきアプローチとしての東北アジア非核兵器地帯構想と、ミサイル管理の問題が取り上げられた。東北アジア非核兵器地帯構想については、既にニューヨークでのワークショップで提示されたモデル条約案をめぐって、議論が交わされた。

非核地帯の新設を推進することは、NPT再検討会議



徐緯地氏

でも国際合意となっており、これまでに東北アジアでもいくつかの非核地帯構想が提起されてきたが、朝鮮半島と日本が非核化を約して米中口の三核兵器国が加わるとい現在の「3+3」構想が一番現実的である。

朝鮮半島と日本は、お互いに相手の核武装を望んでおらず、周辺諸国も同様である。構想はおそらくロシア、中国にとって問題なく受け入れ可能であるが、いわゆる「消極的安全保障」の国際合意を貫こうとしないアメリカと、非核兵器に対しても核兵器による抑止を求めているようにみえる日本政府の姿勢が障害になる。

また構想の実現には、検証方法等に加えて、重層的な非対称的関係が問題になる。まず使用済み核燃料の再処理が日本だけに許されているという現状があり、韓国の中にも従前の半島非核化宣言に対する複雑な感情がある。そこで朝鮮半島とロシアをつなぐ天然ガスなしの電力供給構想が意味を持つてくるかもしれない。

次に、NPT加盟国としての約束でもある非核兵器国としての地位を再確認する諸国と、地域の核保有国との間の基本的な非対称性がある。これは、消極的安全保障の確約と、米・中・口の三国が核軍縮を進めることで解消していくしかない。

ミサイル管理

ミサイル管理については多岐にわたる議論があった。現存する国際輸出管理体制への中国の加入が歓迎されるべきこと、PSI(拡散防止構想)の実施に際しては国際

法が尊重されるべきこと、アメリカの推進する「ミサイル防衛」については、それが宇宙の軍事化と表裏一体に近いこと、莫大な費用がかかるが実際に機能するかどうかはきわめて疑問であること、新しくNATOに加盟した諸国等が軍事合理性とは別の観点からこれへの参加に熱心であること、インド、イスラエル等にひろがる新しい軍備競争が始まりつつあること、などである。地域的なミサイル規制レジームの可能性、全面禁止の可能性なども提起された。こうした論点は、10月に予定されているミサイル問題に関する広島国際会議で、集中的に取り上げることになる。



劉學成氏

市民社会から「安全保障」の構想を

三日目にはより具体的な今後の課題を議論した。こうした問題を「安全保障」の専門家たちの世界にとどめず、市民社会が積極的に提起していく必要があるということで、意見の一致を見た。

まずミサイル管理問題については、あらためて「ミサイル防衛」が実は攻撃的な性格を免れることができず、新たな軍備競争を招くということや、対処する脅威があまりに限られており費用対効果の点で大いに疑問であること等を、繰り返し世論に提起していかなければならない。

また東北アジア非核兵器地帯構想に関連して、国際司法裁判所も指摘したような核兵器の基本的な違法性、非人道性についての認識や、核兵器があることでかえって安全が脅かされているという洞察が、この地域でも人々に広く共有されるよう努力を傾ける必要がある。そのことは、人々間の交流や相互理解が、東北アジア地域においては、まだこれからの課題であるだけに、意義が認められよう。

具体的には、今回のようなワークショップの内容を、韓国語と日本語を併記したデュアル・ブックレット、ないし中国語も加えたトリプル・ブックレットにまとめることが相談された。

課題は大きいですが、前向きな雰囲気の中でワークショップは終了した。翌日、上海の新聞『東方早報』からピース



沈丁立氏

デボの梅林代表がインタビューを受け、会議の内容を紹介する記事になったのも、積極的な出来事であった。

米、「検証可能な」FMCTを否定

米の真意に相反する評価

検証は「達成不可能」

2004年度の最終会期である第3会期が始まって間もない7月29日、停滞を続けるジュネーブ軍縮会議(CD)に新たな動きが起こった。米国のジャッキー・サンダース大使が、演説のなかで、ブッシュ政権が兵器用核分裂物質生産禁止条約(FMCT、カットオフ条約)に関する政策見直しを終了させたことを明らかにし、「核兵器または核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁ずる、法的拘束力のある条約についてCDで交渉するという私たちの約束を再確認する」と述べたのである(11ページに抜粋)。この発言を受け、日本の新聞各紙は、「交渉受け入れの新方針」などと米の動きをおおむね肯定的に評価し、「CDの活性化につながる」と膠着打開への期待感を示した。

しかし、注目すべきは、サンダース発言の「米国は政策を見直し、FMCTの現実的かつ有効な検証が達成不可能であるという深刻な懸念を提起した」という部分である。米国はこれまで、CDにおける検証可能なFMCTに関する交渉を支持する立場をとってきた。今回の演説では、なぜ達成不可能かについては「専門家チームを派遣し、詳細に説明する」と述べられただけであり、米国の理論的・技術的根拠は明らかではないが、これまでの方針を覆すものであろうとみられる。

米シンクタンク「軍備管理協会」のダリル・キンボール事務局長は、次のような懸念を表明している。「もし米国が、世界的な核分裂物質生産禁止条約の検証措置に関する交渉に反対するのであれば、それは長らく滞っている不拡散措置の確保に向けた努力をさらに失速させることになるような、米国の政策の大きな転換を示している。」¹⁾

このように、今回のサンダース発言に関して、相反する評価がある。

停滞するCD

FMCTは、核兵器および核爆発装置用の核分裂物質(高濃縮ウラン、プルトニウム)の生産、および他国からの援助を禁止する条約である。核兵器国およびNPT非締約国の核生産力に歯止めをかけるこの条約は、NPT体制の強化にとって重要な意味を持つ。しかし、交渉の場として指定されているCDが1999年以来空転を続けていることから、交渉開始に至っておらず、早期締結の見通しは立っていない。

CDの行きづまりの原因は、「FMCT」「核軍縮」「大気圏外での軍備競争の防止(PAROS)」「消極的安全保証(NSA)」の4つの重要議題において、特別委員会、あるいは作業グループなどを設置するにあたって、特別委員会の目的・任務をめぐる各国の意見の相違が解決できないこと

にある。とりわけ、米国のミサイル防衛計画を背景にした、PAROSをめぐる米国と中国の対立の溝が深い。

シャノン報告

FMCTに関する特別委員会の任務について各国が初めて合意したのは、1995年である。「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」FMCTの交渉を行うという任務が採択され、FMCT特別委員会の設置が決定された。この決定に関する報告書は、報告者のジェラルド・E・シャノン・カナダ大使の名をとって「シャノン報告」(CD/1299、1995年3月24日)と呼ばれる。こうした合意にもかかわらず、作業プログラムをめぐって各国の意見はまとまらず、条約交渉は開始されなかった。しかし、シャノン報告に明記された、「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」条約締結を目的とすることは、その後のFMCTをめぐる議論の前提としての各国の基本合意となった。

2000年NPT合意とアモリム提案

2000年5月のNPT再検討会議においては、シャノン報告に従ったFMCT交渉の即時開始および5年以内の妥結を含む作業プログラムへの合意が、全会一致で採択された「最終文書」の13項目の実際の措置の一つとして明記された。すなわち、米国を含む、すべてのNPT締約国が、「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」FMCTの即時交渉開始に合意したのである。

NPT合意を受け、2000年のCDでは交渉開始への動きが期待されたものの、膠着状態は打開されなかった。この状況を背景に、同年8月、CD議長を務めていたブラジル大使が、打開策として作業プログラムについての草案を提出した。提出した大使の名前をとってアモリム提案(CD/1624、2000年8月24日)と呼ばれるこの草案は、前述の重要議題4件についてそれぞれ特別委員会を設置し、その他数名の専門コーディネーターを任命するというものである。FMCTに関する特別委員会には、具体的な条約交渉権限を与えるとした。この提案は各国の幅広い支持を得たものの、米中双方を合意させることはできなかった。

5大使調停案と中口の譲歩

2002年8月、アモリム提案を基盤に、過去にCD議長を務めた5人の大使による調停案(通称「A5案」)が提案された(CD/1693、2003年1月23日)。2002年はノン・ペーパーの形で出された。この案も、FMCT特別委員会の任務について、「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約を交渉する特別委員会を設置す

るとしている。2003年6月、5人の前議長は、米中の主張を一層勘案した修正「A5案」を再び提案し、各国の譲歩を強く促した。

2003年度の最終会期が始まってまもない7月31日、まずロシアが修正「A5案」に支持を表明し、続いて8月7日、中国も譲歩の姿勢を示した。早期交渉開始に向けて明確な意思表示を行なった中口の歩み寄りによって、交渉開始への期待が高まった。しかし、米国はFMCTに関する政策の見直しに入ることを決定し、沈黙を続けた。

日本の役割

FMCTを軍縮・不拡散外交の最優先課題の一つと位置付ける日本は、国連総会提出決議をはじめ、検証可能なFMCTに関する交渉の早期開始と5年以内の条約締結を繰り返して求めている。これまで、CDに対して、検証問題の技術的検討を含むFMCTに関する作業文書（CD/1714、2003年8月19日）を提出するなど、積極的な姿勢を示している。

2004年7月29日のサンダース発言を受け、8月5日、美

根慶樹軍縮大使が演説を行なった。まず、「米国の演説を歓迎し、「この決定がCDに風穴を開け、新たな好機をもたらした」と評価した。次に米国の「達成不可能」発言を取り上げ、シャノン報告に言及し、「FMCTは効果的に検証可能でなければならない」と従来の主張を繰り返した。しかし、これでは国際的な合意が反故になるかもしれないという懸念を十分に表明したのになっていない。

米プリンストン大学のフランク・フォン・ヒッペル博士は、「検証可能なFMCTの交渉は、政治的な挑戦であるが、…条約の遵守を効果的に監視し検証する手段を確立することは技術的に可能であると語る²。今後、日本政府が「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」FMCTが達成可能であることをいかに訴え、米国に政策転換を迫れるかが焦点となる。

（中村桂子）

1 軍備管理協会の報道説明、2004年7月30日。

http://www.armscontrol.org/pressroom/2004/20040730_FMCT.asp

2 同上。

ジュネーブ軍縮会議(CD)における ジャッキー・サンダース米大使の演説

(抜粋訳)

2004年7月29日、ジュネーブ

(略)

第二に、兵器用核分裂物質生産禁止条約(FMCT)に関する私たちの立場を表明したいと思います。核分裂物質 プルトニウムと高濃縮ウラン は、核兵器の製造にとって基本的かつ不可欠な構成要素です。核兵器または核爆発物用の核分裂物質の生産を禁止することは、核兵器に対する世界的な不拡散の締め付けを強化することにつながります。

この目的の達成に向けた努力の一環として、米国は、核兵器または核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁ずる、法的拘束力のある条約についてCDで交渉するという私たちの公約を再確認します。米国は、15年以上ものあいだ、兵器用核分裂物質

の生産を行なっていません。私たちの生産施設は閉鎖されています。さらなる核分裂物質を生産するのではなく、今日私たちはその処分にとり組んでいます。私たちは、およそ200トンの核分裂物質を軍事用備蓄から外しました。これらの物質の多くはすでに廃棄されるか、国際的な保障措置の下に置かれるか、もしくはその両方となっています。

米国はまた、核爆発装置用の核分裂物質の生産モラトリアムを再確認するとともに、すべての国家に対して同様の公的な誓約を行うよう求めています。

しかしながら、米国は政策見直しによって、FMCTの現実的かつ有効な検証が達成不可能であるという深刻な懸念を提起

しました。私たちは、CDの場で、検証に関する私たちの懸念を詳細にわたって提示したいと思います。私たちは、FMCTは交渉の機は熟しており、CD特別委員会に関する関連性のない他提案とはリンクされない、明白な任務を持つべきであると考えます。

8年近い停滞をこえて、CDは、今日の安全保障問題を扱った達成可能な目標に焦点をあてるべきです。米国は、私がこの演説の中で示した2つの提案 なかなか撲滅できない地雷の禁止とFMCT がCDにおける重要かつ達成可能な目標を構成していると考えます。

近い将来、米政府は、検証に関する私たちの懸念についての詳細な説明を含め、FMCTに関する私たちの新しい見解について各国代表にブリーフィングする技術専門家チームをCDに派遣します。米国は、各国政府が、FMCTの早期交渉および地雷提案を支持することを期待します。

(訳:ピースデポ)

<http://usinfo.state.gov/xarchives/display.html?p=washfile-english&y=2004&m=August&x=20040806145955sjhtrop0.6209528&t=livefeeds/wf-latest.html>

□ □ 12ページ日誌からつづく

岡島の清水港へ入港。

沖縄

8月6日 6月に北谷町美浜の民家の庭で見つかった円筒形の金属が、戦闘攻撃機F A18ホーネットの機体金属部品であることが明らかに。

8月9日 米空軍嘉手納基地所属とみられるH60ヘリコプター1機が、渡名喜村の急患用ヘリポートに緊急着陸。

8月13日 宜野湾市の沖縄国際大学で、訓練中の米海兵隊のCH53D大型輸送ヘリコプター1機が墜落、炎上。(本号参照)

8月13日 ブラックマン在沖米四軍調整官、牧野副知事を訪ね、「宜野湾市民、県民に大きな不安を与えたことを遺憾に思う」と謝罪。

8月14日 県警、米軍ヘリ沖国大墜落事故で、米軍に合同の現場検証の実施を申し入れる。米軍から明確な回答なし。

8月14日 米海軍佐世保基地所属の強襲揚陸艦エセックス、勝連町WBに寄港。

8月16日 在沖米海兵隊、県警の現場検証が行われぬまま墜落機の回収作業を開始。

8月17日 在沖縄米海兵隊基地司令部、県警が求めている墜落機体の現場検証同意請求を拒否すると文書で回答。

8月17日 県議会、日米両政府に対する抗議決議、意見書を審議。「飛行訓練の県外分散移転、など盛り込んだ与党案を多数決で採択。

8月17日 伊波宜野湾市長、米軍によるCH53D型機以外のヘリコプターの飛行再開発表を受け、運航再開の即時中止を米軍に要請。

8月17日 防衛庁、在日米軍司令部に対し、再発防止策が講じられるまでの間、普天間飛行場のすべての航空機の飛行を停止するよう要求。

8月18日 伊波宜野湾市長、内閣府と外務省を訪ね、事故に抗議。普天間飛行場の閉鎖・全面返還の実現など5項目を要請。

8月19日 米軍、沖縄国際大学構内で続けてきた機体の残がいや金属片の回収作業を終了。これを受け、県警が現場検証に着手。

8月19日 稲嶺知事、米国大使館と内閣府を訪れ、普天間飛行場の早期返還と米軍機の飛行停止を求める要請文を提出。

8月20日 在沖縄海兵隊、事故を起こしたCH53D型機を除く所属ヘリコプターの飛行を再開。

国際シンポジウムへ参加呼びかけ

広島への挑戦 - -

東北アジアにおける核兵器・ミサイル・ミサイル防衛・宇宙武装への対案

10月8日(金)午後4時~7時
 場所:広島平和資料館地下・メモリアルホール
 市民集会 軍縮へ、市民が先頭に立とう
 (日英通訳あり)無料
 平和市長会議への世界市民賞授与
 自治体の役割 秋葉忠利広島市長
 市民社会のイニシャチブ
 デビッド・クリーガー(米)
 東北アジアの緊急課題 リ・サムソン(韓)
 ミサイル防衛を超えて
 コルゲン・シェフラン(独) など

10月9日(土)~11日(月、休日)
 午前9時~午後6時
 場所:広島平和資料館地下・会議室1

専門家会議(会議の言語は英語のみ)傍聴可
 有料 一般:3000円(3日間通し)
 学生・低収入者:1000円(3日間通し)
 いずれも昼食代は含まない
 事前申し込みが必要
 9日 主催団体あいさつと序論
 秋葉忠利 / 沢田昭二 / コルゲン・シェフランほか
 東北アジア地域安全保障の諸問題
 W・ハントレー(米) / T・オブライエン(NZ) / R・チメルバエス(露) / 岡本三夫 / ムン・チュンイン(韓) / 田巻一彦ほか
 10日 ミサイル拡散とミサイル防衛:科学の現状
 H・クリステンセン(デ・米) / 朝長万左男 / イェルアン(中) / カン・チュンミン

共催 拡散に反対する国際科学技術者ネットワーク(INESAP、独)
 核時代平和財団(米)
 (財)広島平和文化センター
 平和市長会議
 広島平和研究所
 NPO法人ピースデポ

(韓) / R・フォルスバーク(米) / D・ライト(米) / 吉田文彦 / 中村桂子 / リ・サムソン(韓)ほか
 11日 東北アジアにおける核・ミサイル軍縮
 Z・ミアン(パ・米) / M・ラマナ(印) / 黒崎輝 / G・ヌーネック(独) / T・サベツ(米・韓) / 梅林宏道 / M・ダタンほか
 申し込み・問い合わせ先
 (財)広島平和文化センター
 向久保亮(むかいくぼ・とる)
 電話:082-242-7821
 FAX:082-242-7452
 mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp
 昼食弁当の予約もできます(有料)

日誌

2004.8.6~8.20

作成:中原聖乃、中村桂子

DOD=米国防総省 / IAEA=国際原子力機関 / MD=ミサイル防衛 / NNSA=国家核安全保障局 / WB=ホワイトビーチ

8月6日 広島、59回目の「原爆の日」
 8月8日 IAEA、8月上旬にイラク中部のツワイサ原子力センターの査察を実施したが、核物質の保管状況に問題は見つからなかったと発表。
 8月9日 長崎、59回目の「原爆の日」
 8月9日 福井県美浜町の関西電力美浜原発3号機で2次冷却系の配管が破損。作業員11人がやけど、うち4人が死亡。
 8月9日 日米韓中5カ国の政府当局者が非公式に意見交換を行なう「北東アジア安全保障会議」NYで開催(～11日)
 8月9日 ルミヤンツェフ・ロ原子力相、同国が今年、バヤゼムジャの実験施設で未臨界実験を実施したと発言。タス通信。(本号参照)
 8月11日 イラン国営テレビ、イラン国防省が中距離弾道ミサイル「シャハブ3」の最新版の実地試験を行った、と伝える。
 8月11日 日本と北朝鮮による実務者協議が北京で始まる(～12日)

8月11日 「イラク核開発の父」ジャファル氏、英BBC放送のインタビューで、「91年以降のいかなる時期にもWMDは開発されなかった」と証言。
 8月11日 NNSAで米核政策の立案を担当するハービー博士、即応可能な核兵器の開発・製造のためのインフラ整備を進めると発言。
 8月12日 パウエル米国防長官、産経新聞などとの会見で、日本が安保理常任理事国入りする場合は「9条は」再検討されるべきだろう。
 8月13日 オーストラリアのダウナー外相、北朝鮮がオーストラリアを射程に入れた長距離ミサイルの開発能力を持っている、と語る。
 8月16日 北朝鮮、米国の敵対的政策を非難し、6か国協議の次回作業部会に参加する可能性を否定。朝鮮中央通信の報道。
 8月16日 ブッシュ大統領、欧州とアジアの在外米軍約20万人のうち約6万~7万人を今後10年間で削減する計画を発表。(本号参照)
 8月17日 ラムズフェルド米国防長官、上院軍事委で、在韓米軍1万2500人の撤退が対北朝鮮「抑止力を弱体化させるものではない」。
 8月17日 中国国営メディア、同国が新型誘導ミサイルの実験に成功したと発表したと報じる。
 8月18日 DODミサイル防衛局、MDで海上から発射される迎撃ミサイルの新たな軌道修正・制御装置の地上実験を完了。
 8月19日 ボルトン米国防次官、「イランは、英独仏の欧州3カ国に対し、3年以内に核兵器を保有できると伝えていた」。ロイター通信との会見で。
 8月19日 米軍横田基地所属のUH1N型ヘリ

「ノーモア ヒロシマ・ナガサキ国際市民会議」パンフレットについて

本誌の付録として標記の国際会議(2005年7月29日~31日)のパンフレットを同封いたしました。賛同募金にすでにご参加の皆さんには重複になまずことをお許し下さい。

コプター、横浜市西区みなとみらい「横浜ヘリポート」に緊急着陸。
 8月20日 米海軍イービス艦「カウペンズ」静
 11ページ下へつづく □ □

今号の略語

CD=ジュネーブ軍縮会議
 CTBT=包括的核実験禁止条約
 GPR=(米軍の)世界態勢見直し
 FMCT=カットオフ条約
 NATO=北大西洋条約機構
 NPT=核不拡散条約
 NSA=消極的安全保障
 PAROS=大気圏外での軍事競争の防止
 PSI=拡散防止構想

ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、石田恭子、大澤一枝、高原孝生、津留佐和子、中村和子、野間伸次、梅林宏道